

改 正 後

(185) 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for Form 185, including fields for date, tax office name, address, telephone, and company details.

平成 年 月 日 申告に係る届出書 連結親法人が協同組合等である連結法人の分

Main calculation table for Form 185, containing 32 rows of tax-related data and calculations.

税理士署名押印

改 正 前

(184) 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が協同組合等である連結法人の分)

個

Header form for Form 184, including fields for date, tax office name, address, telephone, and company details.

平成 年 月 日 申告に係る届出書 連結事業年度分の

Main calculation table for Form 184, containing 32 rows of tax-related data and calculations.

税理士署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が協同組合等である連結法人の分

改 正 後	改 正 前
<p>(185-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分) (平成26年10月1日以後開始連結事業年度分から使用)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法(以下「法」といいます。)第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方税法第15条第1項(連結法人の地方税法の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方税法の負担額として帰せられる金額又は地方税法の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。)第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)を添付する場合、地方税法第19条第4項(連結法人の地方税法確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方税法第15条第1項(連結法人の地方税法の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方税法の負担額として帰せられる金額又は地方税法の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(連結地方法人税の個別帰属額に関する書類)を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類)を添付する場合にも使用してください。</p> <p>なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方税法確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類(この届出書の様式を使用して作成した書類)を連結確定申告書及び地方税法確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人が調査課所管法人の場合には、2通)提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一(二)(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―協同組合等の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書(別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 織再編成に係る主要な事項の明細書</p>	<p>(185-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が協同組合等である連結法人の分)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後 前

(186 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

(185 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)

個

個

Header form for Form 186 including fields for date, address, business type, and representative information.

Header form for Form 185 including fields for date, address, business type, and representative information.

平成 年 月 日 送年以降送付要否 申告に係る届出書 連結事業年度分の 税理士法第30条の書面提出有

平成 年 月 日 送年以降送付要否 申告に係る届出書 連結事業年度分の 税理士法第30条の書面提出有

Main calculation table for Form 186 with 32 rows and columns for tax amounts.

Main calculation table for Form 185 with 32 rows and columns for tax amounts.

税理士 署名押印

税理士 署名押印

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書一連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分...平成二十五・四一以後終了連結事業年度分

改 正 後	改 正 前
<p>(186-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分) (平成26年10月1日以後開始連結事業年度分から使用)</p> <p style="text-align: center;">「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領</p> <p>この届出書は、法人税法(以下「法」といいます。)第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。)第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)を添付する場合、地方法人税法第19条第4項(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(連結地方法人税の個別帰属額に関する書類)を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類)を添付する場合にも使用してください。</p> <p>なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類(この届出書の様式を使用して作成した書類)を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。</p> <p>(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。</p> <p>1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人が調査課所管法人の場合には、2通)提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。</p> <p>2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―特定の医療法人の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。</p> <p>3 添付書類 この届出書(別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 織再編成に係る主要な事項の明細書</p>	<p>(186-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後

(187 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
連結親法人			百万円		
			円		
			外	円	
連結子法人	1		外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
連結子法人数	____ 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額	外		

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人	
	期中	加入した連結子法人数	法人
	期中	離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人	

改 正 前

(186 個別帰属額等の一覧表)

個別帰属額等の一覧表

連結事業年度	:	:	連結親	
又は課税事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額		期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額	個別帰属額	
連結親法人			百万円		
			円		
			外	円	
連結子法人	1		外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
			外		
連結子法人数	____ 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額	外		

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人	
	期中	加入した連結子法人数	法人
	期中	離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人	

改 正 後 改 正 前

(187 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の各様式)を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。
- (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
- (4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。
イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
- (5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。
- (6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付けてください。
- (7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。
- (9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

(186 個別帰属額等の一覧表)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項《連結確定申告書の添付書類》の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

また、この一覧表は、復興特別法人税に関する省令第1条第2項《復興特別法人税申告書の記載事項》の規定により、連結親法人が、各課税事業年度の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保に関する特別措置法第52条第1項《連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算》の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、復興特別法人税申告書の添付書類として提出してください。

なお、連結親法人が連結確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税及び連結復興特別法人税の個別帰属額を記載したこの一覧表及びこれらの個別帰属額に関する書類を連結確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額の一覧表及びその個別帰属額に関する書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、これらの書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及びその付表並びに個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の各様式)を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類[別表三(二)～別表十七の二(三)付表二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表]の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

- (1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあっては納税地を記載し、連結子法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を百万円単位（百万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。
- (3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。
- (4) 「個別帰属額」欄の本書には、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。
イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄
ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄
- (5) 「個別帰属額」欄の外書には「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書付表」の「連結復興特別法人税個別帰属額3」欄の金額を記載してください。
- (6) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類（加入）」を提出した子法人について○を付けてください。
- (7) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。
- (8) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及び全ての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。
- (9) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 後

(192 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (別紙1))

別紙1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)

区 分		翌期首現在連結利益積立金額
一連番号	法 人 名	
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額		
納 税 充 当 金		
未 納 連 結 法 人 税 及 び 未 納 連 結 復 興 特 別 法 人 税		
未 納 法 人 税 及 び 未 納 復 興 特 別 法 人 税		
未 納 道 府 県 民 税		
未 納 市 町 村 民 税		
差 引 合 計 額		

改 正 前

(193 更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ (別紙1))

別紙1 (翌期首現在連結利益積立金額) (枚のうち 枚目)

区 分		翌期首現在連結利益積立金額
一連番号	法 人 名	
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額		
納 税 充 当 金		
未 納 連 結 法 人 税		
未納法人税及び未納復興特別法人税		
未 納 道 府 県 民 税		
未 納 市 町 村 民 税		
差 引 合 計 額		

改 正 後

(196 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻し連結欠損金額 (2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連 結 所 得 金 額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮払整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)		
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 対 する 税 額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還 付 金 額 ((14)×(2)÷(5)) (15)			
請 求 期 限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細		
税 理 士 署 名 押 印			

(規格 A 4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

改 正 前

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
		※連結グループ整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話() -	
	代表者住所	〒	
	事業種目		業
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請 求 金 額	※ 金 額
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連 結 欠 損 金 額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻し連結欠損金額 (2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連 結 所 得 金 額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額 (6)		
	仮払整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控 除 税 額 (8)		
	使 途 秘 匿 金 額 対 する 税 額 (9)		
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 対 する 税 額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額((12)-(13)) (14)			
還 付 金 額 ((14)×(2)÷(5)) (15)			
請 求 期 限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細		
税 理 士 署 名 押 印			

(規格 A 4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-------	---------

改 正 後 改 正 前

(196) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)
 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前日1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
イ 解散（適格合併による解散を除く。）
ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。
ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の二(一)等の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。
ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)若しくは別表一の二(三)の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。
ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

(198) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)
 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前日1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合
イ 解散（適格合併による解散を除く。）
ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表一の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。
ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。
(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表一の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。
ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表一の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改 正 後

(196 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。

ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

(5) 「還付金額(15)」欄には、 $(14) \times (2) / (5)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

へ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

(5) 「還付金額(15)」欄には、 $(14) \times (2) / (5)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(201 更正の理由書 (復興特別法人税 (実地・署内調査) 用) (正本))

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

Form with horizontal dashed lines for text entry.

改 正 前

(204 更正の理由書 (復興特別法人税 (実地・署内調査) 用) (正本))

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

Form with horizontal dashed lines for text entry.

改 正 後

(202 更正の理由書（復興特別法人税（白色申告）用）（正本））

（正 本）

更 正 の 理 由

貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

Form with horizontal dashed lines for text entry.

改 正 前

(205 更正の理由書（復興特別法人税（白色申告）用）（正本））

（正 本）

更 正 の 理 由

貴法人の復興特別法人税の申告書について、調査の結果、課税標準又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された課税標準又は税額等を更正しました。

Form with horizontal dashed lines for text entry.